

身体的拘束等の適正化のための指針

第1条 目的

本指針は、社会福祉法人春喜会が運営する特別養護老人ホームせせらぎ・短期入所生活介護せせらぎ（以下「施設」という。）において、入居者の尊厳を守り、安全で安心できる生活を確保するため、身体的拘束等の廃止及び適正化を推進することを目的とする。
施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、その人らしい生活を継続できるよう支援することを基本とし、身体的拘束等に頼らない介護の実現を目指す。

第2条 身体的拘束等の基本的な考え方

1. 施設は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
2. 身体的拘束等は、入居者の自由を制限し、身体的・精神的な苦痛や生活の質の低下につながる可能性があることを職員全員が認識する。
3. 「転倒する可能性がある」「認知症による徘徊がある」「介護に時間がかかる」等の理由だけで、安易に身体的拘束等を行ってはならない。
4. 身体的拘束等を行わないために、入居者の身体状況、認知機能、生活歴、本人の希望等を把握し、環境整備やケア方法の工夫によってリスクの軽減を図る。

第3条 身体的拘束等に該当する行為

身体的拘束等とは、入居者の身体を物理的に拘束する行為だけでなく、本人の意思に反して行動を制限する行為をいう。

代表的な行為として、次のものが挙げられる。

1. 車いすや椅子から立ち上がれないように、Y字型拘束帯、腰ベルト等で身体を固定すること。
2. ベッド上で身体を固定するため、ベッド柵を必要以上に使用すること。
3. 自分で開けることのできない居室等に隔離すること。
4. 脱衣やオムツ外し等を制限する目的で、つなぎ服等を着用させること。
5. 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないよう、手足を固定すること。
6. 本人の意思に反して、向精神薬等を過剰に使用して行動を抑制すること。
7. その他、本人の意思に反して身体又は行動を制限すること。

なお、上記以外であっても、入居者の行動を制限することを目的とした行為については、身体的拘束等に該当する可能性があるため、安易に実施してはならない。

第4条 身体的拘束等を行わないための基本方針

施設は、次のことを基本として身体的拘束等の廃止に取り組む。

1. 入居者の尊厳及び人格を尊重する。
2. 入居者の「なぜその行動をするのか」という原因を考え、行動だけを抑える介護を行わない。
3. 認知症による徘徊、離席、拒否、不穏等の行動について、本人の視点に立って原因を把握する。
4. 排泄、睡眠、食事、痛み、便秘、発熱、環境変化、不安、寂しさ等、行動の背景にある要因を確認する。
5. 職員の都合や業務効率を理由として身体的拘束等を行わない。
6. 転倒等の事故を防止する場合においても、まずは環境整備、見守り方法、介助方法、福祉用具の見直し等を行う。
7. 入居者本人及び家族の意向を可能な限り確認し、ケアに反映する。

第5条 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合

身体的拘束等は原則として行わない。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、必要最小限の身体的拘束等を行うことがある。

その場合は、次の3要件をすべて満たす必要がある。

1. 切迫性

入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2. 非代替性

身体的拘束等を行う以外に、危険を回避する方法がないこと。

3. 一時性

身体的拘束等が一時的なものであり、必要最小限の時間に限られること。

この3要件を満たしているかについて、身体的拘束等適正化検討委員会等において慎重に検討する。

第6条 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

1. 身体的拘束等が必要と考えられる場合は、担当職員だけで判断せず、施設長、統括、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等が協議する。

2. 身体的拘束等を行う場合には、その必要性、方法、時間、期間、代替方法の有無等について検討する。
3. 本人及び家族に対し、身体的拘束等の必要性、方法、期間及び解除に向けた方針について説明する。
4. 身体的拘束等を実施した場合には、次の事項を記録する。
 - ・身体的拘束等を行った日時
 - ・身体的拘束等の具体的な方法及び部位
 - ・身体的拘束等を行った時間
 - ・その際の入居者の心身の状況
 - ・緊急やむを得ない理由
 - ・身体的拘束等を行うまでに検討した代替方法
 - ・本人及び家族への説明内容
 - ・解除に向けて検討した内容
5. 身体的拘束等を実施した場合は、継続が必要かどうかを定期的に再検討し、必要性がなくなった場合は直ちに解除する。

第7条 身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会

施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、「身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会」を設置する。

1. 委員会は、施設長を責任者とし、統括、ユニットリーダー、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員等から構成する。
2. 委員会は、原則として3か月に1回以上開催する。
3. 必要がある場合には、臨時に開催する。
4. 委員会では、次の事項について検討する。
 - ・身体的拘束等の実施状況
 - ・身体的拘束等につながる可能性のある事例
 - ・身体的拘束等の解除に向けた検討
 - ・事故、ヒヤリハット等の分析
 - ・認知症ケア及び個別ケアの方法
 - ・環境整備及び見守り方法
 - ・職員への周知及び研修内容
 - ・身体的拘束等を防止するための改善策
5. 委員会で検討した内容及び決定事項は、職員会議、申し送り、記録等を通じて全職員に周知する。

第8条 職員の責務

すべての職員は、身体的拘束等をなくすため、次の事項を遵守する。

1. 入居者の尊厳及び人格を尊重する。
2. 「危ないから」「時間がないから」「介護が大変だから」という理由で、安易に行動を制限しない。
3. 入居者の行動の背景や原因を考える。
4. 気になる行動や身体的拘束等につながる可能性のある状況を発見した場合は、速やかに上司へ報告する。
5. 職員間で情報共有を行い、特定の職員だけで対応を抱え込まない。
6. 身体的拘束等を行っている、又は行われている可能性がある状況を発見した場合は、見過ごさず、速やかに報告する。

第9条 身体的拘束等の発生時の報告

身体的拘束等を行った場合、または身体的拘束等に該当する可能性のある行為を確認した場合は、速やかに上司又は身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会へ報告する。

報告を受けた施設長等は、事実関係を確認し、必要に応じて身体的拘束等適正化検討委員会を開催する。

また、必要に応じて家族、関係する医療機関、介護支援専門員等と連携し、再発防止策を検討する。

第10条 身体的拘束等を防止するための環境整備

施設は、身体的拘束等を行わなくても安全に生活できる環境を整える。

1. 居室、ユニット内及び共用スペースの環境を定期的に確認する。
2. 転倒等の危険がある場合は、家具の配置、動線、照明、床面等を見直す。
3. 入居者の身体状況に適した車いす、ベッド、歩行器等の福祉用具を使用する。
4. 必要に応じて看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員等と連携する。
5. 見守り方法や職員配置等を工夫し、可能な限り身体的拘束等に頼らないケアを行う。

第11条 職員研修

施設は、身体的拘束等の適正化及び廃止について、職員に対する研修を定期的を実施する。

研修では、次の内容を取り扱う。

- ・身体的拘束等に関する基本的な知識
- ・身体的拘束等が入居者に与える身体的・精神的影響
- ・身体的拘束等の具体例
- ・認知症ケア

- ・身体的拘束等を行わないための代替方法
- ・緊急やむを得ない場合の判断基準
- ・記録及び報告方法
- ・施設の指針及び対応方法

新規採用職員については、入職時に身体的拘束等の適正化について説明・研修を行う。

第12条 記録の保存

身体的拘束等に関する記録、委員会の議事録、研修記録等については、規程等に基づき適切に保存する。

第13条 入居者及び家族への説明

施設は、本指針について、入居者及びその家族が必要に応じて確認できるよう、施設内への掲示、施設ホームページへの掲載その他適切な方法により周知する。

また、身体的拘束等を行う必要が生じた場合には、本人及び家族に対し、十分な説明を行う。

第14条 虐待防止との連携

身体的拘束等は、高齢者虐待につながる可能性があることを職員全員が認識する。

身体的拘束等の適正化に関する取組については、「高齢者虐待防止のための指針」に基づく取組と連携するとともに、「身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会」において継続的に検討し、入居者の権利擁護及び尊厳の保持に努める。

第15条 指針の見直し

本指針は、身体拘束・虐待防止・利用者尊厳委員会において定期的に内容を確認し、法令、制度、施設の実情等に変更があった場合には、必要に応じて改定する。

附則

1. 本指針は、令和8年4月1日より施行する。
2. 本指針に定めのない事項については、関係法令及び厚生労働省等が示す基準・手引き等に基づき、施設長が必要な対応を行う。